

○京丹後市市の花と木と歌制定委員会設置要綱

平成20年8月1日

告示第144号

(設置)

第1条 京丹後市のシンボルとなる市の花、市の木及び市の歌を制定するため、京丹後市市の花と木と歌制定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市の花の制定に関すること。
- (2) 市の木の制定に関すること。
- (3) 市の歌の制定に関すること。
- (4) その他前3号の制定に関し委員会の運営上必要な事項

(組織及び委員)

第3条 委員会は、委員13人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公共的団体の代表者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委員会の設置目的の達成をもって終了する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。ただし、初回の会議については、市長が招集する。

2 委員会の会議は、委員定数の過半数が出席しなければ開くことができない。

- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、調査、研究又は審議のため必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画政策部企画推進課及び教育委員会事務局社会教育課において処理する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年8月1日から施行する。

附 則(平成20年10月29日告示第169号)

この告示は、平成20年10月30日から施行する。